

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月10日 07時00分ごろ
発生場所	石川県輪島市鹿磯 <sup>かいそ</sup> 漁港 鹿磯港新第1防波堤灯台から真方位009°220m付近 (概位 北緯37°17.6′ 東経136°43.6′)
事故の概要	漁船第八十八正栄丸 <sup>しょうえい</sup> は、航行中、また、漁船第五神宝丸 <sup>じんぼう</sup> は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八十八正栄丸、19トン AM2-6429（漁船登録番号）、個人所有 第291-39723号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第五神宝丸、14トン AM2-4400（漁船登録番号）、個人所有 第212-8688号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船尾マストに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、漁獲物の荷役が終わり、係留場所の移動目的で航行中、船長Aが、いか釣り装置等により船首方に死角がある状況下、着岸準備をしていた船首部の乗組員から他船の情報が報告されると思っていたところ、船首方約5mでB船の船尾マストを認め、後進としたものの、B船と衝突した。 船首部の乗組員は、船長Aも船首方のB船に向かっているのを知っていると思い、船長Aに連絡しなかった。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、漁獲物の荷揚げ待ちの目的で機関を中立として漂流中、船長Bが、荷役岸壁に船首を向けた状態であり、航行する他船が避けると思い、荷揚げ順が気になったので、船首方を見ていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、航行中、船長Aが、船首方に死角がある状況下、船首部の乗組員から他船の情報が報告されると思い、航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと推定さ

	<p>れる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、荷役岸壁に船首を向けた状態であり、航行する他船が避けると思い、船首方の岸壁を見ながら漂流を続けたことから、船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと推定される。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、船長Aが、船首方に死角がある状況下、船首部の乗組員から他船の情報が報告されると思い、航行を続け、また、船長Bが、航行する他船が避けると思い、船首方の岸壁を見ながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと推定される。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首方に死角がある場合は、港内移動等の短時間航行であっても、船首部の乗組員からの報告を徹底させるとともに、自らも死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・ 漂流中においては、他船が避けると思わず、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> </ul>